

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日 (金) 第 705 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

○鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 1

## 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 26 号

鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 通 勤 手 当 支 給 規 則 (昭 和 33 年 鹿 児 島 県 規 則 第 93 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 1 条 中 「第 11 条 第 8 項」を「第 11 条」に、「基き」を「基づき」に改める。

第 3 条 第 1 項 後 段 を 次 の よう に 改 め る。

同 項 の 職 員 が 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 に つ い て も , 同 様 と す る。

(1) 住 居 , 通 勤 経 路 , 通 勤 方 法 若 し く は 条 例 第 11 条 第 3 項 に 規 定 す る 駐 車 の た め の 施 設 で 知 事 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る も の (以 下 「駐 車 場 等」とい う。)を 変 更 し , 駐 車 場 等 の 利 用 を 開 始 し , 若 し く は 終 了 し , 又 は 通 勤 の た め 負 担 す る 運 賃 等 の 額 若 し く は 駐 車 場 等 の 料 金 に 変 更 が あ っ た 場 合

(2) 第 15 条 第 1 項 第 3 号 又 は 第 4 号 の 職 員 た る 要 件 を 欠 く に 至 っ た 場 合

第 4 条 第 1 項 中 「こ と」の 次 に 「若 し く は 第 15 条 の 2 に 規 定 す る 駐 車 場 等 た る 要 件 を 具 備 し て い る こ と 及 び 駐 車 場 等 の 料 金」を 加 え る。

第 6 条 中 「第 11 条 第 3 項」を「第 11 条 第 4 項」に改める。

第 8 条 第 1 項 第 1 号 中 「第 11 条 第 8 項」を「第 11 条 第 9 項」に改め , 同 項 第 2 号 中 「交 替 制 勤 務 に 従 事 す る 職 員 等」を「在 宅 勤 務 等 手 当 を 支 給 さ れ る 職 員 , 交 替 制 勤 務 に 従 事 す る 職 員 そ の 他 の 職 員」に , 「平 均 1 箇 月 当 た り の 通 勤 所 要 回 数 分」を「1 箇 月 当 た り の 平 均 通 勤 所 要 回 数 分」に 改 め る。

第 8 条 の 2 第 1 項 の 表 中 「 5 キ ロ メ ー ト ル 未 満 2,300 円 」

を 「 5 キ ロ メ ー ト ル 未 満 2,700 円 」 に ,

65キロメートル以上70キロメートル未満	41,500円
70キロメートル以上75キロメートル未満	44,000円
75キロメートル以上80キロメートル未満	46,500円
80キロメートル以上85キロメートル未満	49,000円
85キロメートル以上90キロメートル未満	51,500円
90キロメートル以上95キロメートル未満	54,000円
95キロメートル以上	55,000円

を

65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円	に改め、同条第2項中「適
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円	
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円	
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円	
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円	
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円	
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円	
100キロメートル以上	66,400円	

用する場合を含む。」の次に「次項において同じ。」を加え、「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「, 1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、同号の規則で定める割合は100分の50」を削り、同条に次の1項を加える。

3 条例第11条第2項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第8条の3第2号中「2,300円」を「2,700円」に、「1,150円」を「1,350円」に改め、「同じ。）」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に条例第11条第3項に規定する知事が人事委員会と協議して定める額を加算した額)」を加え、「条例第11条第2項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「2,300円」を「2,700円(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項に規定する知事が人事委員会と協議して定める額を加算した額)」に改める。

第9条及び第10条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

第12条第3項中「第11条第3項第1号」を「第11条第4項第1号」に、「第15条の2第4項」を「第15条の5第4項」に改める。

第13条及び第14条中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

第15条第1項中「第11条第4項の同条第3項」を「第11条第5項の同条第4項」に改め、同項第2号中「この号」を「この条及び次条」に改め、同項第5号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同条第2項第2号ア中「当該事由の発生等」を「前項第1号ア若しくはイに掲げる事由の発生」に改め、「直前の住居」の次に「又は同項第2号に規定する配偶者の住居」を加える。

第15条の2第4項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に、「及び」を「,」に改め、「合計額)」の次に「及び条例第11条第3項に規定する知事が人事委員会と協議して定める額」を加え、同条を第15条の5とする。

第15条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第15条の2 条例第11条第3項の知事が人事委員会と協議して定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして知事が人事委員会と協議して定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) その利用について職員の配偶者若しくは条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして知事が人事委員会と協議して定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件に該当しないものであつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると知事が認めるときは、同項の規定にかかわらず、知事が人事委員会と協議して定めるものとする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第15条の3 条例第11条第3項の知事が人事委員会と協議して定める職員は、第8条の3第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第15条の4 条例第11条第3項の知事が人事委員会と協議して定める額は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
  - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
  - イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
  - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 知事が人事委員会と協議して定める額
- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第16条の2第1項中「第11条第7項」を「第11条第8項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第11条第7項」を「第11条第8項」に改める。

第16条の3第1項中「第11条第8項」を「第11条第9項」に改める。

別記第1号様式中「□通勤経路又は方法の変更」を「□通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」に改め、「運賃等」の次に「又は駐車場等の料金」を加え、

「

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 □	( )	住居から( 経由) まで	. km	分		円	
2 □	( )	から( ) まで	. km	分		円	
3 □	( )	から( ) まで	. km	分		円	
4 □	( )	から( ) まで	. km	分		円	
5 □	( )	から( ) まで	. km	分		円	

」

を

「

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車場等の所在地	駐車場等の料金	駐車場等の利用形態	備 考
1 □	( )	住居から( 経由) まで	. km	分		円		円		
2 □	( )	から( ) まで	. km	分		円		円		
3 □	( )	から( ) まで	. km	分		円		円		
4 □	( )	から( ) まで	. km	分		円		円		
5 □	( )	から( ) まで	. km	分		円		円		

」

に、

「 4 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入すること。また、往路と復路が異なる場合は、その旨と理由を記入すること。

- 5 「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には、名称、利用区間、所要時間、○箇月運賃のほかに、当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は、当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
- 6 通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

を

- 4 「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場等の所在地（○市○丁目○番○号等）を記入すること。
- 5 「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車之都度その料金を支払う場合等の場合は 1 回の利用額）を記入すること。
- 6 「駐車場等の利用形態」欄には、1 月払い、複数月払い（○箇月）、1 回払い、回数券（○枚つづり○円）等の別を記入すること。
- 7 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入すること。また、往路と復路が異なる場合は、その旨と理由を記入すること。
- 8 「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には、名称、利用区間、所要時間、○箇月運賃のほかに、当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は、当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
- 9 通勤経路の略図（経路朱線）を添付すること。

に、「第 11 条第 3 項又は第 4 項」を「第 11 条第 4 項又は第 5 項」に改める。  
別記第 2 号様式（その 2）を次のように改める。



## 附 則

- 1 この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車のための施設（鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鹿児島県条例第 58 号）第 1 条による改正後の鹿児島県職員の給与に関する条例第 11 条第 3 項に規定する「駐車のための施設で知事が人事委員会と協議して定めるもの」をいう。）（以下「駐車場等」という。）を利用している職員であつて，引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は，この規則による改正後の鹿児島県職員の通勤手当支給規則第 3 条の規定の例により，その実情を届け出なければならない。